

市第111号議案

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の一部改正

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年2月13日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の一部を改正する条例

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「1,480,000円」を「1,453,000円」に、「1,190,000円」を「1,168,000円」に改め、同条第2項中「840,000円」を「825,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から平成21年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例第3条の規定の適用については、同条第1項中「1,453,000円」とあるのは「1,466,500円」と、「1,168,000円」とあるのは「1,179,000円」とし、同条第2項中「825,000円」とあるのは「832,500円」とする。

提 案 理 由

市長、副市長及び常勤の監査委員の給料の額について、横浜市特別職職員報酬等審議会の答申に基づき改定する等のため、横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の一部を改正したいので提案する。